

館山市地産地消推進条例（案）パブリックコメント（意見公募）募集要項

1 募集案件名

館山市地産地消推進条例（案）に対する市民の意見・提言の募集

2 募集の趣旨

館山市議会 地域資源有効活用調査特別委員会は、館山市地産地消推進条例を制定するため議論を重ねてまいりましたが、この度、条例案がまとまりましたので、市民の皆様公表することにより、情報を共有し、多様な意見や専門的知識等を広く求め、市民参加の機会を確保するとともに、その意見・提言を考慮し、館山市地産地消推進条例最終案を策定することを目的として実施します。

3 募集の期間

平成30年1月15日から同年2月14日まで（郵送の場合は消印有効）とします。

4 公表する資料

館山市地産地消推進条例（案）逐条解説

5 公表の場所及び資料の入手方法

- (1) 議会事務局
- (2) 市議会のホームページへ掲載

6 提出できる人

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 市内に通勤又は通学をされている方
- (3) 市内に事務所又は事業所等がある個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税義務のある方
- (5) パブリックコメントに係る事業に利害関係を有する方

7 意見書の様式

- (1) 提出用紙は、公表場所に備えてあります。また、市議会のホームページからも印刷できます。

様式は任意でもかまいませんが、次の事項は必須項目とします。

- ① 件名は、「館山市地産地消推進条例（案）に対する意見・提言」とします。
 - ② 住所（法人その他の団体は所在地とする。）
 - ③ 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名とする。）
 - ④ 連絡先（電話番号等）
 - ⑤ 意見本文
- (2) 電話又は口頭での意見及び必須項目が欠けているなどの著しい不備等があるものについては、意見として取り扱わないものとします。

8 意見書の提出

- (1) 直接持参する場合は、市役所本館2階議会事務局へお願いします。
なお、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。
(ただし、土日及び祝日は受付をしておりません。)
- (2) 郵送による場合は、議会事務局宛に送付してください。
郵便番号 294-8601
館山市北条1145-1 館山市議会事務局
送料は、提出者の負担とします。
- (3) ファクシミリの場合は、議会事務局宛に送信してください。
FAX番号 0470-23-3115
- (4) 電子メールの場合は、gikai.j@city.tateyama.chiba.jp に送信してください。

9 意見の処理

- (1) 提出された意見は、公平性を確保するため、直接電話で回答するなどの個別対応はいたしません。
- (2) 提出された意見で、館山市議会 地域資源有効活用調査特別委員会の考え方を公表する必要があると思われる場合、又は館山市地産地消推進条例案を修正した場合にあっては当該修正内容及びその理由について、議会ホームページによりお知らせいたします。
- (3) 提出された意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、そのままの形で公表します。
- (4) 意見募集は、具体的な意見や提言を収集することを目的としていますので、単に賛否を記載したものや趣旨の不明瞭なものなどについては、館山市議会 地域資源有効活用調査特別委員会の考え方を示さない場合もあります。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、別に定めます。